

地域生活支援拠点等に係る各種加算等について

対象事業名	加算名等	加算単位等	概要	運営規程に記載 が必要な機能	機能を 担う届出	運営規程		体制等 の届出
						記載	変更届	
○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域生活支援 拠点等相談強化加算	700単位／回 (月4回を限度)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た事業所が、障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(利用計画の作成も含む。)を行った場合に加算する。	○相談機能 ○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・場の確保	市町村	○	市町村	市町村
○短期入所	緊急短期入所 受入加算	I 180単位/日 (福祉型、共生型) II 270単位/日 (医療型、医療型特定) I 及び IIとも、初日から起算して7日限度、やむを得ない事情の場合は14日	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該利用者のみを加算する。	—	—	×	-	-
○短期入所 ○重度障害者等包括支援(短期入所利用時)	地域生活支援 拠点等に係る 加算	+100単位/日 (利用の開始日のみ)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た短期入所事業所について、緊急時対応に限らず、利用開始日のみ所定単位数に更に加算する。 ※R3年度新設	○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・場の確保	市町村	○	県	県
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援(上記の4事業利用時)	緊急時対応加算	+50単位/回	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを緊急に提供することになった場合に算定する。 ※R3年度新設	○緊急時の受入れ・対応	市町村	○	県	県
○自立生活援助 ○重度障害者等包括支援(自立生活援助利用時)	緊急時支援加算(I)	+50単位/回						
○地域定着支援	緊急時支援費 (I)	+50単位/回						
○生活介護 ○自立訓練(機能・生活) ○就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型)	体験利用支援 加算	+50単位/日 (15日まで)	日中活動系サービスの利用者が、運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め都道府県知事に届け出た事業所において、地域移行支援の日中活動系サービスを体験的に利用した場合に、所定単位数に加えて算定する。	○体験の機会・場の提供	市町村	○	県	県
○地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	+50単位/日 (15日まで)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め都道府県知事に届け出た事業所が、地域移行支援の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望している者に、サービスを利用するに当たっての課題、目標。体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。	○体験の機会・場の提供	市町村	○	県	県

地域生活支援拠点等に係る各種加算等について

対象事業名	加算名等	加算単位等	概要	運営規程に記載 が必要な機能	機能を 担う届出	運営規程		体制等 の届出
						記載	変更届	
○地域移行支援	体験宿泊加算	+50単位/日 (体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日まで)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め都道府県知事に届け出た事業所が、地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。	○体験の機会・ 場の提供	市町村	○	県	県
○施設入所支援	体験宿泊支援 加算	120単位/日	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め都道府県知事に届け出た障害者支援施設に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での宿泊支援)を利用する場合で、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定する。		市町村	○	県	県
○生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く)	重度障害者支 援加算	体制加算 7単位/日 個人加算 180単位/日	○体制加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成し、強度行動障害のある者にサービスの提供を行った場合に加算する。 ○個人加算 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害のある者に個別の支援を行った場合に加算する。体制加算に加えて、研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。	—	—	×	—	—
○計画相談支援 ○障害児相談支援	地域体制強化 共同支援加算	2,000単位/日 (月1回を限度)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援対象障害者に対して、サービスを提供する事業者3者以上の職員等と、会議により情報共有や支援内容を検討し、必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に文書により報告を行った場合に加算する。自立協議会等への報告の内容については、別途定める。	○地域の体制づ くり	市町村	○	市町村	市町村

※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者(県または市町村)あて変更届を提出してください。

※2 加算は算定する月の前月15日までに指定権者(県または市町村)宛て「介護給付費等の算定に係る体制等に係る届出書」を提出してください。

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

※4 上記加算の他に、地域生活支援拠点等を担う事業所であることを市町村に届出等をして選択ができる給付費は下記のとおりです。

対象事業名	費用名	単位等	概要	運営規程に記載 が必要な機能	機能を 担う届出	運営規程		体制等 の届出
						記載	変更届	
○計画相談支援	機能強化型 (継続)サービス利用支援費の機能強化型(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ) 1,864単位/月 継続 1,613単位/月 (Ⅱ) 1,764単位/月 継続 1,513単位/月 (Ⅲ) 1,672単位/月 継続 1,410単位/月	他の事業所と一体的に管理運営を行い指定特定相談支援事業を実施する事業所が、機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)を選択する際の要件のひとつに、運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た事業所であることが定められている。	○相談機能 ○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・ 場の提供 ○専門的人材の 確保・育成 ○地域の体制づ くり	市町村	○	市町村	市町村
○障害児相談支援	機能強化型 (継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅲ)	(Ⅰ) 2,027単位/月 継続 1,724単位/月 (Ⅱ) 1,927単位/月 継続 1,624単位/月 (Ⅲ) 1,842単位/月 継続 1,527単位/月	他の事業所と一体的に管理運営を行い指定障害児相談支援事業を実施する事業所が、機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅲ)を選択できる要件のひとつに、運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出た事業所であることが定められている。		市町村	○	市町村	市町村